

平成30年4月25日



広報資料

【問い合わせ先】

第一管区海上保安本部 交通部
安全対策課長 植田 聖純

TEL 0134-27-0118 (内線2640)

北海道の本格的な釣りシーズンに備えて

～消波ブロック・岸壁釣り転落事故注意～

昨年、北海道民の釣り中における事故者は35名であり、うち死者は15名となっています。このうちゴールデンウィーク期間を中心に4月、5月、釣り事故が多発し、12名のうち6名が亡くなりました。(過去5年間では51名の道民が死亡)

その死者6名のうち5名は、港内における岸壁・消波ブロック・防波堤等から誤って海中転落したもので、救命胴衣の着用者は1名だけでした。

第一管区海上保安本部では、この現状を踏まえ、釣り人に対し、一見安全と思える港内でも危険性があることを訴えるとともに救命胴衣着用の重要性について指導を行います。

併せて、プレジャーボートの活動も活発化することから、「自船の安全確保3か条」の周知啓発を図ります。

1 ゴールデンウィーク安全推進活動期間

平成30年4月28日(土)から5月6日(日)までの間

2 釣りによる死亡事故防止3か条

その1 救命胴衣の着用

釣り人の救命胴衣着用率は依然として低いことから、海中転落を他人事とせず、万が一に備えた救命胴衣の常時着用について啓発用のオリジナルリーフレットを作成し、呼びかけるとともに、安全啓発を行います。

その2 防波堤・岸壁での注意強化

釣り人の海中転落事故は、岩場や磯場ではなく、一見安全と思える港内の防波堤や岸壁で多く発生しており、そのうち約半数の方が亡くなられています。

港内であっても命を落としかねないことを認識してもらうなど、安全意識の高揚を図ります。

その3 複数行動の励行

単独行動による死亡率は、複数行動の2.5倍となっており、これは事故発生後の通報や救助が遅れることによるものです。

単独行動は避け、複数行動の励行を呼びかけます。

3 プレジャーボート事故防止に向けた「自船の安全確保3か条」

その1 発航前点検の励行

洋上で航行不能になると、風や波を受け、転覆等の重大な海難に繋がるおそれがあります。

船舶を運航する前には、船体とエンジンまわり、燃料、潤滑油、冷却水の量とともにバッテリーの状況などの点検を確実に行いましょう。

特に、冬期間に使用していなかった船舶は、使用前に十分な確認が必要です。

その2 見張りの励行

見張りは、双眼鏡やレーダーを活用し、他の船舶・障害物・浅瀬が近くにならないかしっかり行い、もし、他の船が接近してきたら迷わず汽笛などにより自船の存在を知らせましょう。

また、自船の位置についても、常に把握しましょう。

その3 故障時に備えた救助支援者の確保

事故で最も多いのが機関故障です。

万が一の機関故障に備え、発航前に仲間の船やマリナー等の連絡先を確認しておくとともに、入港予定時間等を家族やマリナー等へ連絡しておきましょう。

4 マリンセーフティガイドブックの活用

海上保安庁では小型船舶用安全ガイドブック「マリンセーフティガイド」を新たに作成しました。本ガイドは、水上オートバイやミニボート等の船舶種類別で編集して見出しを付けるなど、小型船舶ユーザーにとって利用しやすく、より実用的な内容となっています。

全道で安全推進活動を展開する際に本ガイドブックを配布します。



5 活動予定

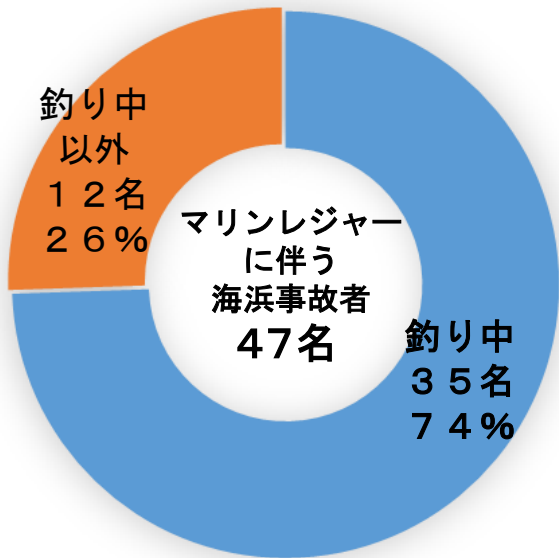
資料2「ゴールデンウィーク安全推進活動予定」のとおりです。

なお、活動内容については、変更となる場合があります。

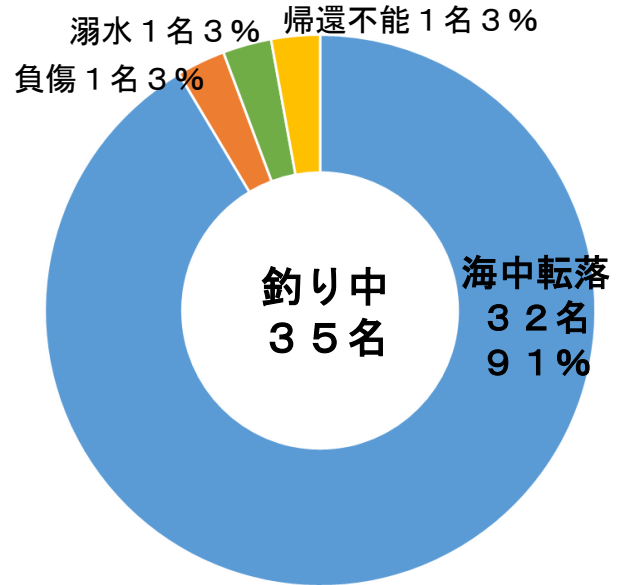
【資料 1】

平成29年におけるマリンレジャーに伴う海浜事故 ＜釣り中＞

＜活動内容別発生状況＞

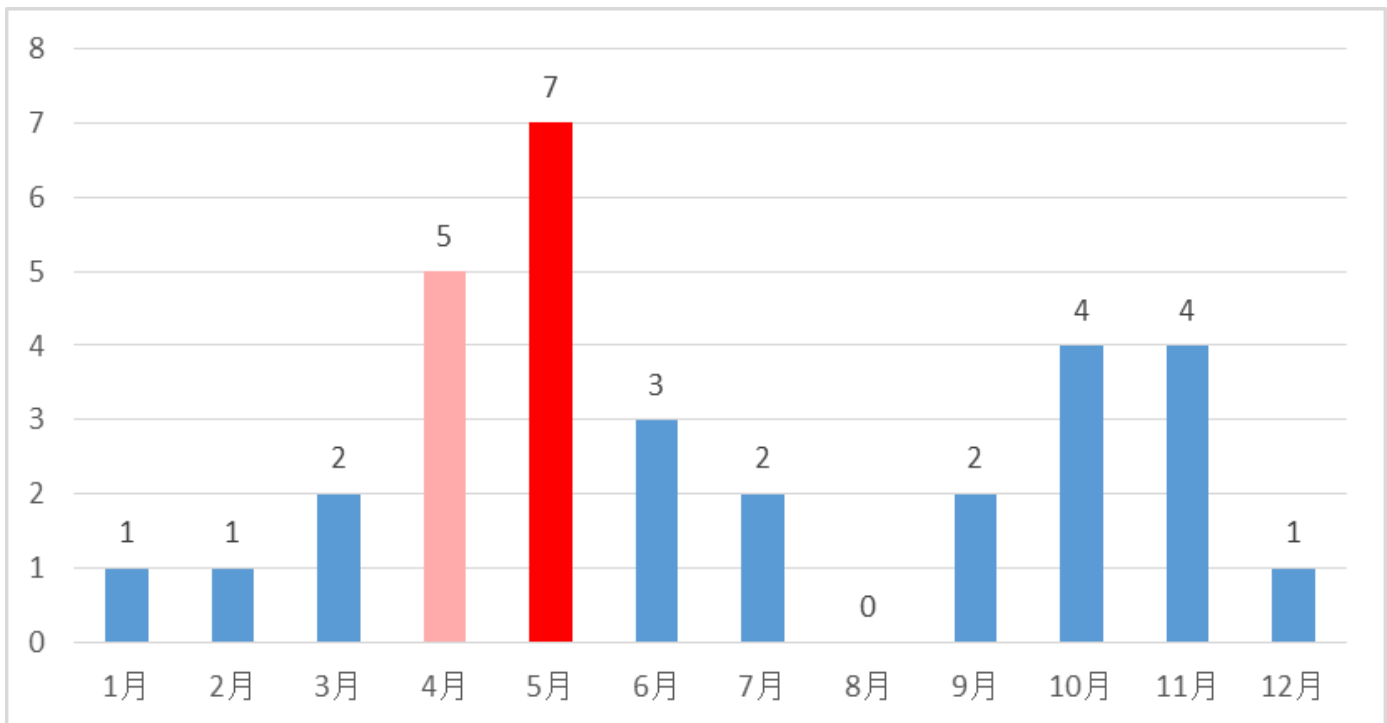


＜事故種類別発生状況＞

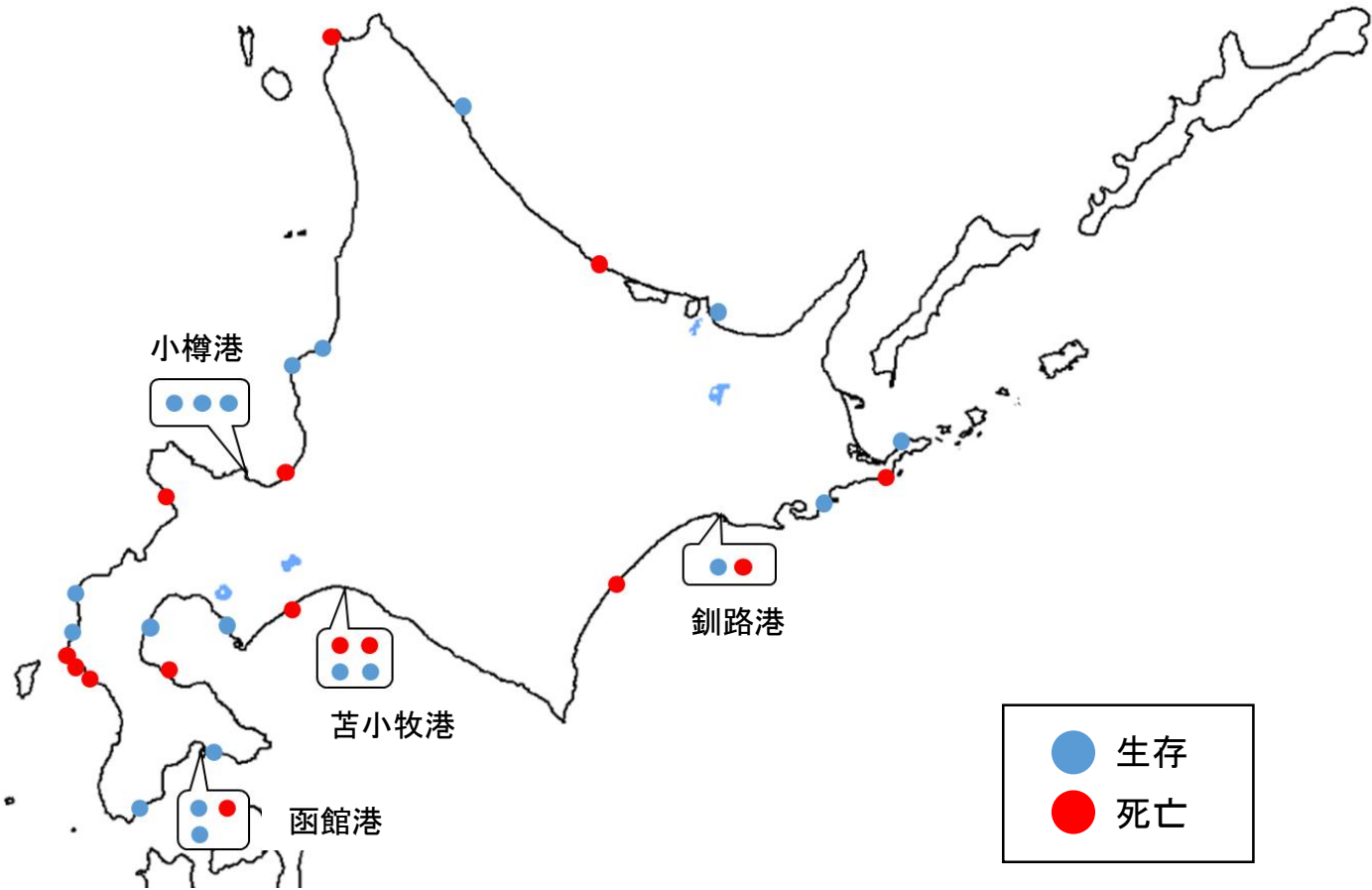


＜月別発生状況＞

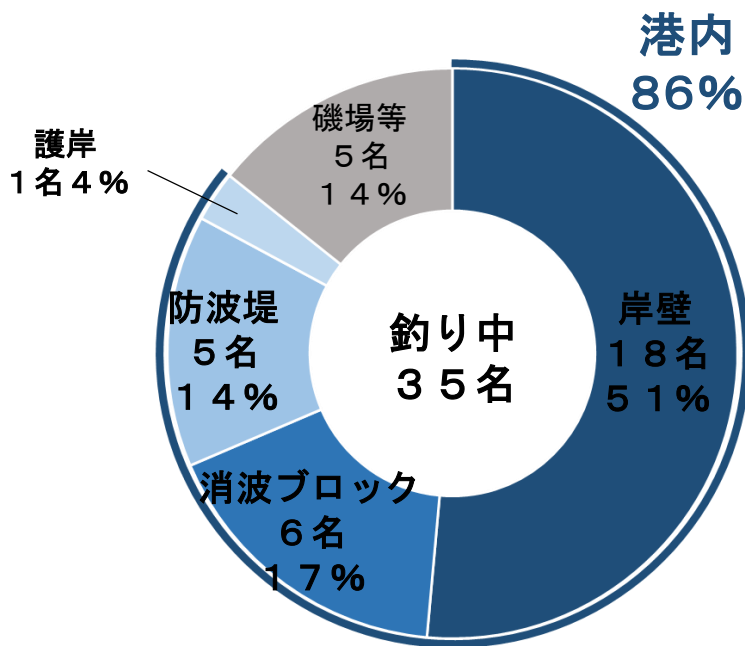
(名)



<釣り中 事故発生位置図>

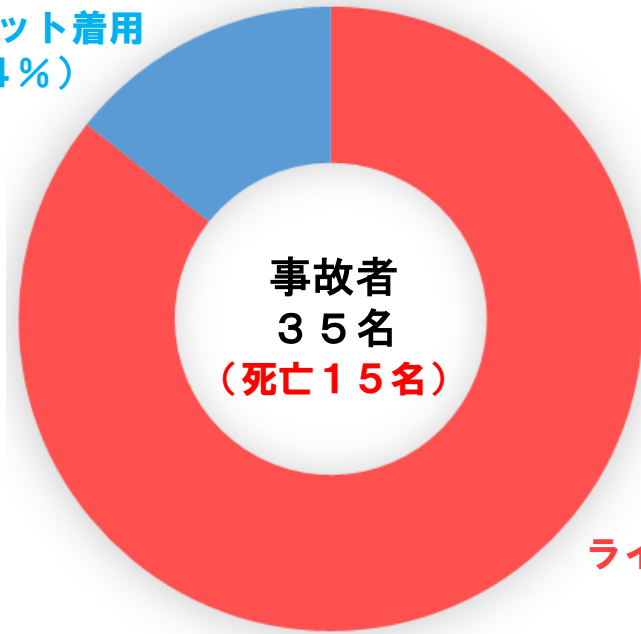


<場所別発生状況>



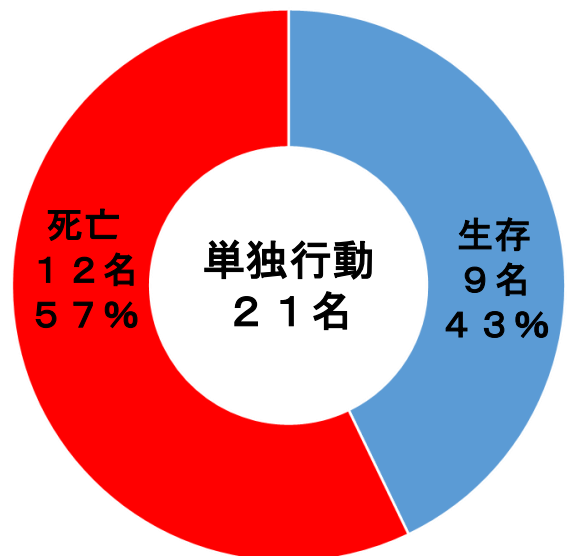
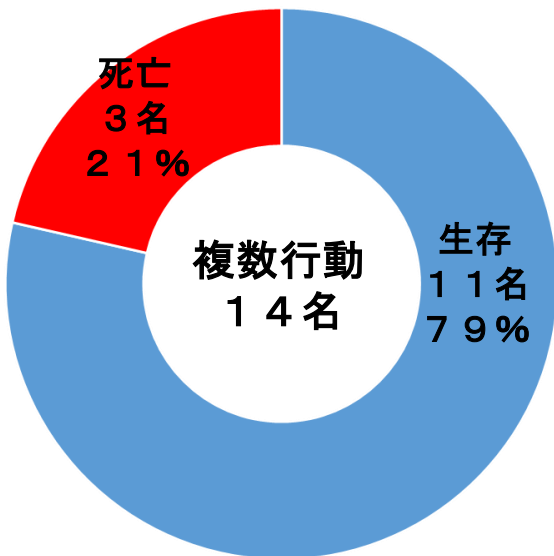
＜釣り中の事故者のライフジャケット着用状況＞

ライフジャケット着用
5名（14%）



ライフジャケット非着用
30名（86%）

＜行動形態別発生状況＞



ゴールデンウィーク安全推進活動予定(事前周知活動含む)

第一管区海上保安本部

月日	場所	対象者	活動内容
4/14～10/31	せたな町	一般市民	せたな町情報センターの電光掲示板を通じての安全啓発活動を実施する。
4/22	美幌町	遊漁船・プレジャーボート運航者	遊漁船・プレジャーボートを運航するクラブの会員に対して海難防止講習会を実施する。
4/23～5/6	函館管内	漁業者	各漁協担当者を通じて漁業者へ救命胴衣着用義務拡大の周知・説明を行う。
4/23～27	苫小牧イオン	一般市民	安全啓発のポスター掲示、パンフレットの配布を依頼する。
4/25～5/6	広尾町 (町内放送)	広尾町民	町内放送を通じて安全啓発活動を行う。
4/26	旭川市及び 滝川市	マリンレジャー愛好者(内陸部)	旭川・滝川市内釣具店及びボート販売店に赴き海難防止リーフレットの配布を依頼する。
4/28	函館市	小型船舶免許更新講習受講者	免許更新受講者に安全啓発活動を実施を行うとともにリーフレット等を配布する。
4/28～5/6	根室市	一般市民	根室海上保安部に所属する巡視船艇のライトメールによる安全啓発活動を実施する。
4/29	稚内灯台	一般市民	稚内灯台の一般公開に伴い安全啓発活動を実施する。
4/30	イオンモール 釧路昭和店	一般市民	パンフレット等の配布し安全啓発活動を行う。
4/23～5/6	函館市及び周辺 地区沿岸	<ul style="list-style-type: none"> ・釣り人 ・プレジャーボート(ミニボート、水上オートバイ等含む)運航者 ・漁業者 ・遊漁船運航者 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・マリーナ、漁港及び海岸等を巡回し、釣り人や船舶運航者に対して安全啓発活動を実施する。 ・小型船舶にかかる救命胴衣着用義務の周知活動を行う。
4/22～5/6	小樽市及び周辺 地区沿岸		
4/22～5/1	室蘭市及び周辺 地区沿岸		
4/29～5/8	釧路市及び周辺 地区沿岸		
4/21～5/2	留萌市及び周辺 地区沿岸		
4/20～ 4月下旬	稚内市及び周辺 地区沿岸		
4/28～5/6	紋別市及び周辺 地区沿岸		
4/28～5/6	根室市及び周辺 地区沿岸		
4/28～5/6	網走市及び周辺 地区沿岸		
4/23～4/27	苫小牧市及び周辺 地区沿岸		
4/25～5/6	江差町及び周辺 地区沿岸		
4/28～5/6	せたな町及び周辺 地区沿岸		
4/28～5/6	浦河町及び周辺 地区沿岸		
4月下旬	広尾町及び周辺 地区沿岸		
4/28～5/6	羅臼町及び周辺 地区沿岸		

月日	場所	対象者	活動内容
4/23～5/6	函館市及び周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> ・釣具店 ・プレジャーボート販売店 ・観光施設(道の駅等) ・マリナー 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・釣り人及びマリンレジャー客等への海難救助啓発を依頼する。 ・海難防止啓発ポスター掲示及びリーフレットの配布を依頼する。
4/17～5/6	小樽市及び周辺地域		
4/22～5/6	室蘭市及び周辺地域		
4/29～5/8	釧路市及び周辺地域		
4/19～27	留萌市及び周辺地域		
4/20～26	稚内市及び周辺地域		
4月下旬	紋別市及び周辺地域		
4/24～26	根室市及び周辺地域		
4/28-5/6	網走市及び周辺地域		
4/23～27	苫小牧市及び周辺地域		
4/27-5/6	江差町及び周辺地域		
4/28-5/6	せたな町及び周辺地域		
4/23～4/27	広尾町及び周辺地域		